弘前地区環境整備センターの発電による余剰電力を活用した

電力地産地消事業に係る公募型プロポーザル実施要領

１．事業概要

 弘前地区環境整備事務組合構成市町村（以下「構成市町村」という。）内において、電力の地産地消によるエネルギー循環型社会の構築を目指すために、構成市町村域内の公共施設の電力契約に関し、コストの削減・環境配慮・環境啓発など総合的な観点から、電力の購入及び売却先を選定しようとするものである。

(1) 事業名

弘前地区環境整備センターの発電による余剰電力を活用した電力地産地消事業

(2) 内容

　①　余剰電力の売却

弘前地区環境整備センターの廃棄物の焼却による発電電力のうち、施設内使用電力及び自己託送電力を除いた全余剰電力の買取

②　電力の購入

弘前地区環境整備事務組合の２施設への電力供給並びに、①により買取した電力を含めた電源構成とする津軽広域連合の１施設及び構成市町村の６８公共施設への電力供給

　　③　電力の需給管理

　　　南部清掃工場に自己託送する電力の需給管理

（自己託送にあたって当組合に義務付けられる各種計画の作成・提出等を含む。）

　　④　地域貢献策の実施

当組合の啓発施設である弘前地区環境整備センタープラザ棟を活用して、電力地産地消事業の仕組みを紹介する環境啓発の方法を提案し、提案したものを実施すること。

(3) 事業期間

令和６年４月１日から令和８年３月３１日まで

(4) 対象施設（電力受給調書・電力需給調書を参照）

発電側施設：弘前地区環境整備センター

発電設備区分：バイオマス発電設備

　　（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）

発電設備：３，６００ｋＷ

　　設備ＩＤ：Ｒ００００７１Ｂ０２

　　※ＦＩＴ買取期間は令和５年８月３１日で満了

供給側施設：弘前地区環境整備センター等　２施設

　　　　　　津軽広域クリーンセンター　１施設

構成市町村の庁舎及び義務教育施設等　６８施設

※弘前地区環境整備センターのみ予備電力（予備線）を含めます。

２．事業者選定方法

より優れた事業者を選定するとともに、その選定方法の公平性及び透明性の確保を図るため、公募型プロポーザル方式により広く事業提案を募り、経済的、合理的かつ費用対効果の高い提案者を選定する。

また、事業者選定に当たっては、審査委員会を組織し、参加希望事業者が弘前地区環境整備事務組合に提出した各種調書、企画提案書の書類審査及びプレゼンテーション等による選定とする。

３．プロポーザル参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない｡

(1) 弘前市建設業者等指名停止要綱に該当していない者。

(2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

(3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

(4) 電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第２条の２に規定する小売電気事業者として登録を受けた事業者であること。

(5) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成２３年法律第１０８号）第３４条第４項の規定に基づき、納付金が未納である旨の公表がされている者（入札参加申出時において同法第３１条第２項及び第３４条第２項の規定に基づき支払が完了している者を除く）でないこと。

(6) 日本国内に、本社又は営業所を有していること。

(7) 国又は地方公共団体との契約に関して、公示日現在から候補者特定の日までの間に、指名停止期間がないこと。

(8) 複数事業者による共同提案の場合、代表提案者及び構成員を定めること。

４．質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和５年１２月１３日（水）午後４時まで（必着）

(2) 提出方法：別添の質問書（様式１）により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

電子メールアドレス：kankyouseibi@city.hirosaki.lg.jp

(3) 回答日：令和５年１２月１５日（金）

(4) 回答方法：弘前地区環境整備事務組合ホームページに掲載

　　　URL: <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/kankyoseibi/>

５．参加表明手続

(1) 提出書類：各１部（体裁は任意とする。）

①参加意思表明書（様式２）

②登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書（法人）

　・書類提出日の直近３箇月以内の原本

③身分証明書（個人）

④財務諸表等の写し（法人及び個人）

　・直近２箇年分

⑤法人にあっては、直近年度の国税（法人税と消費税及び地方消費税）、地方税（法人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

　・書類提出日の直近３箇月以内の原本

⑥個人にあっては、直近年度の国税（申告所得税と消費税及び地方消費税）、地方税（個人住民税と固定資産税）の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）

　・書類提出日の直近３箇月以内の原本

⑦小売電気事業者であることがわかるものの写し

注：共同提案の場合は①については連名にて１部作成し、②～⑥については代表提案者及び構成員それぞれに各１部作成し、⑦については登録を受けた事業者が１部作成すること。なお、単独提案、共同提案のいずれの場合であっても、弘前市競争入札参加資格者名簿に登録されている者は②～⑥の提出を省略することができます。

　(2) 提出期限

令和５年１２月２７日（水）午後４時まで（必着）

　(3) 提出場所

　　弘前地区環境整備事務組合　事務局

　（弘前市大字町田字筒井６番地２　弘前地区環境整備センター　管理棟３階）

(4) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。

持参の場合の受付時間は午前９時から午後４時までとする。（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

郵送の場合、書留郵便に限るものとし、提出期限内に必着のこと。

　(5) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、参加表明者に電子メールで通知する。

６．企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数（体裁は任意とする。）

①事業実施体制回答書及び企画提案書等提出届（様式３）　 原本１部

②事業実施体制各種調書及び企画提案書　 原本１部、副本５部

ア　会社概要（様式４）

イ　技術者の概要（様式５）

ウ　事業者実績調書（様式６）

エ　事業実施体制調書（様式７）

オ　事業責任者の経歴及び実績等調書（様式８）

カ　工程表（様式９）

　　・選定後から事業開始日まで

キ　企画提案書

（任意様式、Ａ４サイズ片面１０ページ以内、社名やロゴを記載しないこと）

　　・事業概要（提案する事業とその概要）

・事業実施スキーム・事業運営計画

（共同事業の場合は代表提案者・構成員の役割及び運営計画を明記すること。）

　・事業収支計画

（事業収支計画の概要、損益計画、電力受給及び電力需給に係る価格、自己託送に係る費用などについて、事業期間内における計画書を具体的にわかりやすく作成すること。）

※基本料金、従量料金及び燃料費等調整単価のいずれも東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける料金単価を上回らないように設定すること。また、自己託送に係る需給管理費は年額4,400,000円（税込）以内とすること。

　・事業の実施に関する諸条件

　　・想定されるリスク及び対応策

(2) 提出期限等

①提出期限：令和６年１月２２日（月）午後４時まで（必着）

②提出場所：弘前地区環境整備事務組合　事務局

　（弘前市大字町田字筒井６番地２　弘前地区環境整備センター　管理棟３階）

③提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

７．審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとする。

審査：令和６年１月２９日（月）【予定】

(1) 審査（プレゼンテーション等による審査）

提出された事業実施に係る各種調書及び企画提案書について下記８（評価基準）で示す審査基準に基づいて審査するとともに、企画提案書についてのプレゼンテーション等を実施し、高い評価を得た提案者を選考します。プレゼンテーション等においては以下の点にご注意ください。

1. 時間配分はプレゼンテーション２０分以内、ヒアリング１５分以内とします。
2. 参加意思表明書の受付順とし、企画提案書は参加者名を伏して、提案者自身も名札や社章等を外した上で実施します。
3. プレゼンテーション等は弘前地区環境整備事務組合が用意するプロジェクターを使用した発表とし、発表に使用する資料は企画提案書に記載された内容のみとします。また、当日の追加資料の配付は認めません。
4. 会場の都合上、出席者は４名以内としてください。
5. 提案者が１者の場合についてもプレゼンテーション等を実施し、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を契約候補者とします。
6. 審査の結果、最高得点を取得した提案者が２者以上ある場合は、評価項目④(提案する事業による経済的効果)の得点が高い者を契約候補者とし、さらに同点の場合は抽選で決定します。
7. 提案者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、企画提案書の審査を事前に行い、審査委員会において選定された者についてのみプレゼンテーション等を実施し、評価を行うことができるものとし、その旨及び選定結果について通知するものとします。

(2) 審査結果の通知

審査結果を書面により通知する。また、候補者にならなかった提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して７日以内に担当課へ説明を求めることができます。

８．審査基準及び配点

プロポーザルは「評価基準」に従い審査する。

９．日程

公示　　　　　　　　　　　令和５年１２月７日

質問受付締切　　　　　　　令和５年１２月１３日　　午後４時まで

質問回答　　　　　　　　　令和５年１２月１５日

参加意思表明書の受付締切　令和５年１２月２７日　　午後４時まで

企画提案書等受付締切　　　令和６年１月２２日　　午後４時まで

審査　　　　　　　　　　　令和６年１月２９日　（予定）

結果通知　　　　　　　　　令和６年１月３０日　（予定）

受給契約締結　　　　　　　令和６年２月上旬以降　　　※要協議

需給契約締結　　　　　　　令和６年２月上旬以降　　　※要協議

電力地産地消事業開始　　　令和６年４月１日　　（予定）

１０．契約

候補者特定後、事業実施に向けた協議を実施し、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとします。なお、その際には、見積書を提出するものとします。

１１．失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

(1) 参加資格要件を満たしていない場合

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(3) 本実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

　(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

１２．その他留意事項

(1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加意思表明書提出後に、構成員を追加及び変更することも認めない。

(2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。

(3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しない。

(4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

(5) プロポーザルを公正に執行することができないおそれがあると認めた場合、既に公告若しくは通知した事項の変更又は当該プロポーザルを延期若しくは中止することがあります。この場合において、参加者が損害を受けることがあっても賠償責任を負わないものとします。

(6)「事業実施体制調書（様式７）」に記載した配置予定の担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、弘前地区環境整備事務組合と協議のうえ変更できるものとします。

(7) 発電側施設の余剰電力売電量及び供給側施設の使用電力量は令和４年度実績（電力受給調書・電力需給調書）とします。

(8) 力率は弘前地区環境整備センターを８５％、それ以外の施設は１００％として想定すること。

　(9) 東北管内の旧一般電気事業者の標準メニューにおける料金単価を基準としている場合、その算定方法が改定された場合は、その根拠が明確になっているものに限り、対応します。

　(10) 特定された候補者は、部分供給の運用に関する協定書を速やかに締結し令和６年４月１日から自己託送電力の需給管理が行えるように努めること。

(11) 企画提案書等の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。

ア．企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成したものに帰属するものとする。

イ．プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとします。

ウ．提出された企画提案書等について、弘前地区環境整備事務組合情報公開条例（平成２０年弘前地区環境整備事務組合条例第１号）の規定による請求があった場合は、企画提案書等を作成した方に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

１３．担当部署　　提出・問合せ先

弘前地区環境整備事務組合　事務局総務課　担当　清藤

電話　0172-31-5600（直通）

ﾌｧｸｽ　0172-35-3824

評　価　基　準

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 評価項目 | 評価事項 | 配点 |
| 1. 事業実施者の信頼
 | ・事業者の事業規模は適当か。・事業者の保有技術者は適切か。等 | １０ |
| 1. 提案事業の実績
 | ・電力地産地消事業の実績年数は適当か。・電力の供給実績は適当か。等 | １０ |
| 1. 電力地産地消事業運営体制の信頼性・安定性
 | ・電力地産地消事業の実施体制・運営体制、事業開始までのスケジュール調整は適切か。・事業におけるリスク等への対応策は提案されているか。また考え方は妥当か。等 | １０ |
| 1. 提案する事業による経済的効果
 | ・電力購入に係る買電価格が標準より経済的効果が高いか。・電力売却に係る売電価格の経済的効果が高いか。・自己託送に係る需給管理費の経済的効果が高いか。等 | ６０ |
| 1. 提案する事業による循環型社会の実現及び地域への貢献
 | ・電力の地産地消によるエネルギーの循環型社会の実現に効果的な提案がなされているか。・電力の地産地消を活かした環境啓発に関する提案がなされているか。等 | １０ |
| 合計 | １００ |

※応募者が１社のみの場合

基準点を６０点とし、評価点(全審査委員の評価点の合計の平均点)が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を最優秀提案者とする。(満たさない場合は、該当なし。)